5　銀行等は、第一項第一号ロ若しくはチ又は第三号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハにあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　［略］

三　当該銀行等の役職員が、当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客の代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（当該顧客の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

6　［略］

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　法第十八条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　［略］

二　次のイからヌまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヌまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（へに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ　［略］

ロ　第八条第一項第一号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報又はその写し

ハ　第八条第一項第一号へに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所、生年月日及び写真の情報又はその写し

ニ　第八条第一項第一号トに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認用画像情報又は当該半導体集積回路に記録された氏名、住所又は居所及び生年月日の情報又はその写し

ホ　第八条第一項第一号チ又は第三号ニに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認に用いた書類又はその写し

ヘ　第八条第一項第一号ヌからヲまで又は第三号ホに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

ト　第八条第一項第三号ロに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該登記情報又はその写し

5　銀行等は、第一項第一号ロ若しくはホ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行う場合においては、取引又は行為に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法に代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一　当該銀行等の役職員が、当該本人確認書類又はその写しに記載されている顧客又は代表者等の住所若しくは居所又は主たる事務所等に赴いて当該顧客又は代表者等に取引又は行為に関する文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

二　［同上］

三　当該銀行等の役職員が、当該顧客の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該顧客の営業所であると認められる場所に赴いて当該顧客の代表者等から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けて当該本人確認書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）若しくは補完書類若しくはその写し（銀行等が作成した写しを含む。）を第八条の三第一項第二号に掲げる方法により本人確認記録に添付する場合に限る。）

6　［同上］

（本人確認記録の作成方法）

第八条の三　［同上］

一　［同上］

二　次のイからホまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからホまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（ハに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ　第八条第一項第一号ホ又は第三号ロに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該本人確認に用いた書類又はその写し

ハ　第八条第一項第一号トからリまで又は第三号ハに掲げる方法により本人確認を行つたとき　当該方法により本人確認を行つたことを証するに足りる電磁的記録

［号の細分を加える。］